

湖西市規則第 7 号

難病患者に対する市の施設の利用料金の減免に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

湖西市長 田内 浩之

難病患者に対する市の施設の利用料金の減免に伴う関係規則の整備に関する規則

(湖西市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第 1 条 湖西市自転車等駐車場条例施行規則（平成 22 年湖西市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「身体障害者等で、市長が特に使用料の減額を必要と認めたもの」を「障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 市長が特に必要と認めたとき。

第 8 条第 2 号中「前項」を「前号」に改める。

(湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 湖西市西部地域センター条例施行規則（平成 30 年湖西市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 号中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法

第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

(湖西市新居地域センター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 湖西市新居地域センター条例施行規則(平成 29 年湖西市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 号中「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

(湖西市介護予防拠点施設設置条例施行規則の一部改正)

第 4 条 湖西市介護予防拠点施設設置条例施行規則(平成 15 年湖西市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 号中「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

(湖西市健康福祉センター設置条例施行規則の一部改正)

第 5 条 湖西市健康福祉センター設置条例施行規則(平成 13 年湖西市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 号中「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法

律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

（湖西市複合運動施設条例施行規則の一部改正）

第 6 条 湖西市複合運動施設条例施行規則（平成 12 年湖西市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」を「条例第 3 条第 2 項」に改める。

第 4 条中「第 9 条の規定による」を「第 9 条第 3 項に規定する」に改める。

第 5 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項中「免除」を「減免」に、「とおり」を「各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「直接使用するとき。」を「専用使用する場合 全額」に改め、同項第 3 号中「前 2 号掲げるもののほか、これに準ずる行事で特に」を「前 3 号に準じる場合として」に、「認めたとき。」を「特に認めた場合 利用料金の額の範囲内で市長がその都度定める額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 構成員の過半数を障害者が占める団体が専用使用する場合 半額

第 5 条第 2 項中「利用料金の免除」を「前項の利用料金の減免」に、「する者」を「するもの」に、「湖西市複合運動施設利用料金免除申請書」を「複合運動施設利用料金減免申請書」に改める。

第 8 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」を「条例第 3 条第 2 項」に、「同じ。）」とあるのは「市長」と、「」を「同じ。）」とあり、並びに」に、「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に、「第 5 条（見出しを含む。）」を「第 5 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項」に、「第 6 条及び第 7 条中」を「同条第 2 項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「複合運動施設利用料金減免申請書」とあるのは「複合運動施設使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 6 条、第 7 条及び様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第 5 号中「複合運動施設利用料金減免申請書」とあるのは「複合運動施設使用料減免申請書」と、「」に改める。

様式第 5 号中

湖西市複合運動施設	専用使用 個人使用	利用料金免除申請書
-----------	--------------	-----------

を

複合運動施設利用料金減免申請書

に、「免除申請理由」を「減免申請理由」に改める。

(湖西市構造改善施設条例施行規則の一部改正)

第 7 条 湖西市構造改善施設条例施行規則(昭和 57 年湖西市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 号中「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

(湖西市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正)

第 8 条 湖西市勤労者体育センター条例施行規則(昭和 58 年湖西市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「に掲げるところによる」を「の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「直接使用するとき。」を「専用使用する場合 全額」に改め、同項第 3 号中「前 2 号掲げるもののほか、これに準ずる行事で特に」を「前 3 号に準じる場合として」に、「認めたとき。」を「特に認めた場合 利用料金の額の範囲内で市長がその都度定める額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 障害者又は構成員の過半数を障害者が占める団体が専用使用する場合 半

額

第5条第2項中「利用料金の」を「前項の利用料金の」に、「する者」を「するもの」に改める。

第8条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

様式第4号中

減免・免除 を受けよう とする理由

を

減免申請 理由

に、

免除	減額	円
----	----	---

を

減額	円
----	---

に改める。

(湖西市都市公園条例施行規則の一部改正)

第9条 湖西市都市公園条例施行規則(昭和56年湖西市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以下」を「昭和31年法律第79号。以下」に改める。

第5条第2項中「以下」を「次条第3項において」に改める。

第8条第1項中「とおり」を「各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額」に改め、同項第1号及び第2号中「直接使用するとき。」を「専用使用する場合 全額」に改め、同項第3号中「前2号のほか、これに準ずる行事で特に」を「前3号に準じる場合として」に、「認めるとき。」を「特に認めた場合 使用料の範囲内でその都度市長が定める額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 構成員の過半数を障害者が占める団体が専用使用する場合 半額

第8条第2項中「前項により」を「前項の」に、「者」を「もの」に、「使用料減免申請書」を「都市公園施設使用料減免申請書」に改める。

第13条中「条例」を「第2条、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、条例」に改め、「場合」の次に「について準用する。この場合」を、「右欄に掲げる字句」の次に「に読み替えるもの」を加える。

別表に次のように加える。

第8条の見出し及び同条第1項	使用料	利用料金
第8条第2項	使用料の	利用料金の
	都市公園施設使用料減免申請書（様式第10号）	都市公園施設使用料減免申請書（様式第10号）に準じて指定管理者が定める申請書
	市長	指定管理者
様式第1号及び様式第5号から様式第7号まで	湖西市長	指定管理者
様式第8号及び様式第9号	湖西市長	指定管理者
	使用料	利用料金

様式第1号から様式第7号までの規定中「湖西市長 様」を「（宛先）湖西市長」に改める。

様式第10号中「湖西市長 様」を「（宛先）湖西市長」に、

「減免の理由」を「減免申請理由」に、「印」を「印」に改める。

様式第13号中「^{（あて先）}湖西市長」を「（宛先）湖西市長」に改める。

様式第14号中「指定管理者」を「湖西市長」に改める。

（湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則の一部改正）

- (2) 第 3 条の規定による改正後の湖西市新居地域センター条例施行規則別表第 1 の規定
 - (3) 第 4 条の規定による改正後の湖西市介護予防拠点施設条例施行規則別表の規定
 - (4) 第 5 条の規定による改正後の湖西市健康福祉センター設置条例施行規則別表の規定
 - (5) 第 6 条の規定による改正後の湖西市複合運動施設条例施行規則第 5 条第 1 項の規定
 - (6) 第 7 条の規定による改正後の湖西市構造改善施設条例施行規則別表の規定
 - (7) 第 8 条の規定による改正後の湖西市勤労者体育センター条例施行規則第 5 条第 1 項の規定
 - (8) 第 9 条の規定による改正後の湖西市都市公園条例施行規則第 8 条第 1 項の規定
 - (9) 第 10 条の規定による改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則第 10 条第 1 項の規定
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に許可を受けた使用に係る使用料又は利用料金の減免については、なお従前の例による。